

事業所の規模の計算に係る留意事項【通所リハビリテーション事業所】

事業所規模による区分については、算定年度の前年度の1月当たりの平均利用延人員により算定すべき通所リハビリテーション費を区分することとされている。（例えば令和7年度の通所リハビリテーション費については、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年2月28日 ※3月を除く）の1月当たりの平均利用延人員により区分する。）

1 事業所の規模

区分	厚生労働大臣が定める施設基準（費用告示一九イロハニ）
通常規模型 通所リハビリテーション費	前年度1月当たり平均利用延人員数が750人以内
大規模型 通所リハビリテーション費	前年度1月当たり平均利用延人員数が750人を超える ※大規模型事業所のうち、以下の要件をすべて満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。 i) <u>リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%を超えていること</u> ii) <u>リハビリテーション専門職の配置が10：1以上であること</u>

2 前年度の平均利用延べ人員数の算定方法

(1) 一般的事項

○（別紙18-2）**通所事業所規模確認書（通所リハビリテーション事業所）**により計算すること。

○大規模型事業所で、通常規模型と同等の評価（特例）を行う場合、上記の確認書に加えて**大規模型事業所（特例）計算シート**により計算すること。

○既存の事業所（前年度の実績が6月以上の事業所に限る）の場合の計算方法
前年度において通所リハビリテーション費を算定している各月（3月は除く）の利用者数の合計を月数で除した数とする。

【利用者数の計上方法】

- ・ 6時間以上7時間未満の介護報酬を算定している利用者及び7時間以上8時間未満の介護報酬を算定している利用者
→利用者数をそのまま計上する。

- ・ 4 時間以上 5 時間未満の介護報酬を算定している利用者及び 5 時間以上 6 時間未満の報酬を算定している利用者
→利用者数に 4 分の 3 を乗じて計上する。
- ・ 2 時間以上 3 時間未満の介護報酬を算定している利用者及び 3 時間以上 4 時間未満の介護報酬を算定している利用者
→利用者数に 2 分の 1 を乗じて計上する。
- ・ 1 時間以上 2 時間未満の介護報酬を算定している利用者
→利用者数に 4 分の 1 を乗じて計上する。

○前年度の実績が 6 月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）または前年度から定員をおおむね 25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延べ人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の 90%に予定される 1 月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。

（２）介護予防通所リハビリテーションの取扱い

○指定通所リハビリテーション事業所が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合

- ・介護予防通所リハビリテーションの前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数も含めて計算する。
 - ・介護予防通所リハビリテーションの利用者数を加える際には、単純に延人員数を加えるのではなく、
利用時間が 2 時間未満の利用者は、利用者数に 4 分の 1 を乗じて得た数
利用時間が 2 時間以上 4 時間未満の利用者は、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数
利用時間が 4 時間以上 6 時間未満の利用者は、利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数とする。
 - ・ただし、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
- 例：ある日の介護予防の利用者が午前中は 5 名、午後は 10 名であれば、その日の介護予防の利用者は 10 名として計算しても差し支えない。

○指定通所リハビリテーション事業所が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受けているが、一体的に事業を実施していない場合

当該平均利用延人員には当該介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。

(3) 同一事業所で2単位以上の通所リハビリテーションを提供する場合

利用者数の計算は、すべての単位を合算して行う。

(4) 暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合

いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている者は、平均利用延人員数の計算に当たって含めない取扱いとする。

(5) 正月等の特別な期間を除き毎日事業を実施している場合

毎日事業を実施した月においては、当該月の利用延人員数に6/7を乗じた数によるものとする。

(6) 「専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等）が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること」の要件の算出式は以下のとおりとする。

(通所リハビリテーション計画に位置付けられた利用時間×各利用時間の利用人数)の合計 ※1

理学療法士等の通所リハビリテーション事業所における勤務時間の合計 (※2)

≦ 10

(※1) 各利用時間の下限で計算する。(例：2～3時間利用の利用者が4人の場合、2(時間)×4(人)として計算。)

(※2) 所定労働時間のうち、通所リハビリテーション事業所の業務に従事することとされている時間とし、必ずしも利用者に対し通所リハビリテーションを提供している時間に限らないことに留意する。